

2022年5月

各位

一般社団法人日本リウマチ学会
専門医制度委員会

新専門医制度についてのお知らせ

日本専門医機構による「膠原病・リウマチ内科領域整備基準」の審査結果の公示が遅れ、皆様にはご不便をおかけしましたことお詫びいたします。この度、日本専門医機構から4月15日の同機構理事会で「膠原病・リウマチ内科領域整備基準」が承認されたとの連絡がございましたのでお知らせいたします。

(審査結果)

仮承認領域のうち、以下7領域については、適切に修正されたとして承認する。

(血液内科、内分泌代謝・糖尿病内科、膠原病・リウマチ内科、消化器外科、心臓血管外科、小児外科、乳腺外科)

※基本領域が内科の専攻医は日本専門医機構専門医である「膠原病・リウマチ内科領域専門医」を取得し、基本領域が整形外科・小児科の専攻医は、これまで通り「学会専門医（リウマチ専門医）」を取得することとなります。

◆ 整備基準

[資料1 参照>>](#)

◆ 膠原病・リウマチ内科領域カリキュラム

[資料2 参照>>](#)

◆ 整備基準に記載しているカリキュラムに定める9疾患群

[資料3 参照>>](#)

【新専門医制度の膠原病・リウマチ内科領域専攻医対象者】

・2021年4月1日から基本領域（内科）の研修を開始された方（2022年度連動（膠原病・リウマチ内科領域）研修を開始された方）から対象となります。

膠原病・リウマチ内科領域の研修開始は、2022年4月1日となりますが、症例については2021年4月1日以降の症例が対象となり登録できます。（症例登録については、リウマチ版J-OSLERを2022年6月頃稼働予定です。）

【2021年4月から基本領域学会の研修を開始された専攻医の研修年限】

[資料4 参照>>](#)

今後、以下のように「膠原病・リウマチ内科領域」の新専門医制度の手続きを進めます。

【新専門医制度での研修開始における手続きについて】

1. 日本専門医機構専門研修プログラムシステムマイページへの登録について

2022 年秋以降に日本専門医機構専門研修プログラムシステムマイページへの登録が必要となります。

- ・2022 年 4 月にサブスペシャルティ領域(膠原病・リウマチ内科領域)研修を開始された方
→研修プログラム・カリキュラム/研修開始日の登録

* 日本専門医機構のマイページ登録がない方は新規ユーザー登録とマイページ登録が必要です。

*2022 年 3 月までにサブスペシャルティ領域の研修を開始された方（2018-2020 に内科専門研修を開始された方）は、マイページへの登録は不要です。ただし機構専門医に切り替えもしくは更新する際にマイページ登録が必要となります。（リウマチ学会では更新時に機構専門医としての登録を予定しています。更新時の機構専門医への切り替えについては別途ご案内する予定です。）

2. サブスペシャルティ領域のプログラム・カリキュラム申請・承認日程（予定）

- ・2022 年度研修開始研修プログラムは、2022 年 7 月～8 月に日本専門医機構が構築中の専門研修プログラムシステムにて各プログラムの統括責任者が登録を行います。
- ・サブスペシャルティ領域の専門研修プログラムシステムの詳細については、後日、お知らせいたします。
- ・日本専門医機構が構築する専門研修プログラムシステムに登録後、膠原病・リウマチ内科領域専門医検討委員会で承認作業を行います。
- ・2023 年度研修開始研修プログラムの登録期間は、まだ決まっておりません。

3. 領域プログラム・カリキュラム審査・認定料について

- ・2022 年 4 月連動研修領域研修開始となる基幹施設

2022 年 10 月頃請求 初年度（2022）年度分 1 領域 1 万円/年（税別）

2023 年 2 月～3 月頃請求 2023 年度分 1 領域 1 万円/年（税別）

* 機構からプログラム・カリキュラムを認定した基幹施設宛てに請求します。

納金確認後、機構認定のプログラム・カリキュラム認定証を発行します。

機構認定のサブスペシャルティ領域を 20 領域以上保有する施設は 20 万円/年（税別）を上限とします。

新専門医制度での研修開始における手続きについて > > [資料 5 参照](#)

【研修計画募集について】

2018 年～2020 年に「新リウマチ専門研修認定教育施設」を日本リウマチ学会で募集し、当

学会の教育施設認定委員会で審査を行ってきましたが、今後は、日本専門医機構のシステムからの申請となり、サブスペシャルティ領域専門医検討委員会で審査承認することとなります。（システムの内容については、資料3を日本専門医機構でシステム化する予定です。）

資料3>>[資料6参照](#)

【新専門医制度の研修施設に関する移行措置（重要）】

膠原病・リウマチ内科領域整備基準では、基幹施設、連携施設にそれぞれ内科指導医が常勤し、内科指導医による研修を行うことが明記されています。ただし、専門医機構の指導により急遽、整備基準が変更となったことで、後期研修医に不利益がないように、また地域医療に深刻な影響を与えないようにするため、新専門医制度の研修施設として既に（2018～2020年度）認定されている施設のうち、内科指導医がいない施設については以下の移行措置を設けることとします。

1. 基幹施設については、常勤または非常勤の内科指導医1名以上が勤務していることとし、単独または研修施設群全体で合計2名以上の指導医（診療科は問わない）を必要とする。基幹施設の内科指導医が非常勤のみの場合でも、当該内科指導医が整備基準にしたがって適切に研修を管理する。
2. 連携施設については、指導医1名の診療科は問わない。連携施設の指導医の診療科が内科でない場合には、膠原病リウマチ内科領域の指導が確実に実施できるように、基幹施設の内科指導医がwebまたは対面で定期的な指導、研修状況の確認を行い、日付・指導内容の記録を残す。また、J-OSLERでの指導を基幹施設の内科指導医が行う。
3. 移行措置が適用される施設は、次回更新（2023年度または2024年度）までに内科指導医を受入れ、整備基準に沿った研修が実施できるよう研修体制を整えることとする。

【新専門医制度の膠原病・リウマチ内科領域専攻医の研修単位取得について】

・整備基準に記載している専門医制度委員会が定めた研修単位取得（30単位）が必要となりますが、専門医制度の専門医資格維持施行細則「研修単位」が適用となります。）

単位記録については、2023年度中を目途にシステム化する予定にしていますが、システム化するまでは下記の単位記録をダウンロードして管理してください。

*研修取得単位の「医療安全、医療倫理、感染対策に関する研究会・講演会への出席単位については、」整備基準21には、「医療安全、医療倫理、感染対策に関する教育研究会・講演会への出席（1単位/1時間）を各1単位以上必ず含むこと。」としていますが、今後、各1単位ではなく、1単位以上（「各」を削除）を必ず含むことに変更の旨を専門医機構へ提出します。

専門医機構での審査をお待ちください。

（変更予定）「整備基準21」

医療安全、医療倫理、感染対策に関する教育研究会・講演会への出席（1単位/1時間）を各

1単位以上必ず含むこと。



医療安全、医療倫理、感染対策に関する教育研究会・講演会への出席（1単位/1時間）を1単位以上必ず含むこと。

専門医資格維持施行細則 >> [資料 7 参照](#)

単位記録 >> [資料 8 参照](#)

【2021年4月以前に基本領域（内科）の研修を開始された専攻医、基本領域が整形外科、小児科の専攻医について】

・現専門医制度が適用となります。

受験資格、申請書類については、下記 URL をご確認ください。

（受験資格、申請書類） https://www.ryumachi-jp.com/member/specialist/pro_h/

・2018年度～2020年度基本領域（内科）の研修を開始された方の機構専門医への移行措置
[資料 9 参照 >>](#)

【日本専門医機構へのお問い合わせ】

サブスペシャルティ部

- ・サブスペ領域の制度や全体に関する問い合わせ
- ・サブスペ領域の認定に関する問い合わせ
- ・整備基準に関する問い合わせ
- ・専門研修の開始～研修修了までに関する問い合わせ

TEL 03-6824-9933

e-mail : info-subsp@jmsb.or.jp

一般社団法人日本リウマチ学会

TEL 03-6435-9761

e-mail : gakkaih@ryumachi-jp.com